

企 第 4 - 005 号  
令 和 4 年 1 月 21 日  
株式会社日本政策金融公庫  
管 財 部 契 約 課

「電子入札システム導入支援及びサービス提供業務の調達」  
に係る企画書の募集

次のとおり、企画書の募集を行います。

1 募集件名

電子入札システム導入支援及びサービス提供業務の調達

2 参加者の資格

(1) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者  
イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(4) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。

(5) 次のアからオまでの全てを満たすこと。

ア 個人情報等管理体制が確立されていること。

イ JIS Q 27001（旧 ISMS 認証基準）、ISO/IEC27001（国際標準）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を受けていること。

ウ 令和01・02・03年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。又は申請書類により同等であると判断される者であること。

- エ 電子入札システム及び入札情報公開システムについて、公庫が必須とする機能要件を満たしたシステムを提供できること。
  - オ 仕様書に定めた条件等一切の事項を満たしていること。
- (6) その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

### 3 参加のための申込手続き

申込を希望する場合は、以下のとおり企画書の募集に係る競争参加申込書類作成要領の交付申請を行うこと。

#### (1) 競争参加申込書類作成要領の交付

##### ア 交付場所

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー  
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課  
担当 小田 景子 TEL 03-3270-1552 FAX 03-3270-1411

##### イ 交付方法

原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信すること。

(ア) 電子メールの標題に「企第4-005号に係る競争参加申込書類作成要領交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名 「電子入札システム導入支援及びサービス提供業務の調達」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに企画書の募集に係る競争参加申込書類作成要領を添付したうえで交付申請者に返信することにより交付する。企画書の募集に係る競争参加申込書類作成要領が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、上記アの担当者まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（上記アの場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに上記アの担当者まで電話連絡を行うこと。

ウ 交付期限 令和4年3月4日（金）12時00分

#### (2) 申請書類の提出

ア 提出期限 令和4年3月4日（金）15時00分

イ 提出場所 前（1）アと同じ。

### 4 選定方法等

提出された企画書について評価を行い、公庫が設定する契約金額の上限を超えない金額の範囲内で最適な提案をした1者を最適な者として選定する。

以上